

<カード会員規約>

第 I 章 一般条項

第 1 条（本人会員及び家族会員）

- (1)本人会員とは、本規約を承認のうえ、S M B C ファイナンスサービス株式会社（以下「当社」といいます。）に入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。なお、カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約は、本人会員が本規約を承認のうえ、当社に申し込みをし、当社が審査のうえ、承諾をした時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約の契約日は、当社から本人会員に別途通知されます。
- (2)家族会員とは、本人会員が本規約によるカード利用契約に係る自らの代理人と指定した家族で、本人会員が当社に対して当該家族専用のカード（以下「家族カード」といいます。）の発行を申込み、当社が承認し、家族カードの発行を受けた方をいいます。（以下、本人会員と家族会員とを総称して「会員」といいます。）家族会員は、当社の認める範囲内で、本人会員の代理人として本規約に基づくサービス（すべての付帯サービスを含む）を利用することができるものとします。本人会員は、本規約に基づき、家族会員に本人会員の代理人として家族カードを利用させることができるものとします。なお、カードによっては、家族カードの申し込みができないものもあります。
- (3)本人会員は、家族会員が家族カードを利用して決済をした金額について支払義務を負うものとし、本規約に定める方法により当社に支払うものとします。家族会員に対する代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合又は代理権に制限を加えた場合でも、本人会員は、第 13 条(2)による家族カード利用の中止を申し出ない限り、支払を免れることはできないものとします。この場合、本人会員は、家族会員から家族カードを回収する等して、利用できない措置をとるものとします。
- (4)本人会員は、家族会員に対し、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することを予め承諾させるものとします。
- (5)本人会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとし、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより当社に損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）が発生した場合、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第 2 条（カードの貸与・有効期限）

- (1)本規約に定めるクレジットカードは、Visa カード機能を有する「Visa カード」と Mastercard 機能を有する「Mastercard」と JCB カード機能を有する「JCB カード」の 3 種類（以下、これらを総称して「カード」といいます。）とし、本規約の Visa カード機能に関する規定は「Visa カード」に、Mastercard 機能に関する規定は「Mastercard」に、JCB カード機能に関する規定は、「JCB カード」にそれぞれ適用します。
- (2)当社は会員に対して、入会申込み時に本人会員が選択した「Visa カード」、「Mastercard」又は「JCB カード」のいずれかのカードを会員 1 名につき 1 枚ずつ発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に帰属します。なお、カードによっては、Visa カード機能、Mastercard 機能、JCB カード機能のいずれかを選択できないものもあります。
- (3)会員は、カードの署名欄に自署し、カードを他人に使用されることのないよう善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。

- (4)カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ等の担保に供することはできません。
- (5)(3)(4)に違反してカードが使用された場合、その利用代金の支払いは会員の責任とします。
- (6)カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードに表示した月の末日までとします。当社が引き続き会員として適当と認める場合は会員毎に定められた時期に更新するものとします。
- (7)カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。
- (8)カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行するものとします。

第3条（年会費）

本人会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費（会員保障料を含む。）及び消費税を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとします。また、年会費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

第4条（暗証番号）

- (1)当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を登録します。ただし、申出がない場合、又は他人に容易に推測されやすい番号（会員の生年月日、電話番号、自宅の住所番地、「0000」、「9999」等）を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
- (2)会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際に登録された暗証番号が使用されたことにより生ずる一切の債務については、すべて本人会員がその責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理について会員に故意又は過失がない場合には、この限りではありません。

第5条（カードの機能）

- (1)会員は、カードを提示する方法又は会員氏名・カード番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を通知する方法で、加盟店から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けること（以下「カードショッピング」という）ができます。また、個別のカードショッピングに係る利用契約は、カードショッピングの利用の都度各別に成立するものとします。
- (2)会員は、カード又はカード情報を利用して、当社から金銭の借入れをすること（以下「カードキャッシング」という）ができます。カードキャッシングを利用する場合、会員が当社に対し提出する書面はありません。また、個別のカードキャッシングに係る利用契約は、金銭の交付の都度各別に成立するものとします。

第6条（カードの利用可能枠）

- (1)①カードショッピングの利用可能枠及びカードキャッシングの利用可能枠（以下総称して「カード利用可能枠」といいます。）は、当社が定めるものとし、適当と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとします。
- ②カードショッピングのリボルビング払い（「あと決めプラン特約」によるご利用も含みます。）、分割払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、1回払い（カードご利用日から支払日が2ヵ月を超えるものに限る。）等、翌月1回払い以外のカード利用についてのご利用可能枠（以下「翌月1回払い以外のカードショッピング枠」といいます。）は、①のカード利用可能枠のうち、当社が定めた額までとします。
- ③当社よりカードの貸与を受け、カードキャッシングに係る契約を締結している本人会員が、

当社又は当社の提携会社から当社が指定するカードの貸与を別に受けた場合には、当社はこれらのカードに係るカードキャッシング利用可能枠を、当該契約（契約内容に変更がある場合には変更後のもの）に基づき設定します。

- (2)前項の定めにかかわらず、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知なくカード利用可能枠を減額できるものとします。
- ①本人会員がカード利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき。
 - ②会員のカードの利用状況及び本人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めるとき。
 - ③当社が定める本人確認手続きが完了しないとき。
- (3)会員は、カード利用可能枠、翌月 1 回払い以外のカードショッピング枠を超えてカードを使用してはならないものとします。カード利用可能枠、翌月 1 回払い以外のカードショッピング枠を超えてカードを使用した場合は、当社は本人会員に対し、カード利用可能枠、翌月 1 回払い以外のカードショッピング枠を超えて使用した金額の一括払いを請求することができるものとします。
- (4)会員は、カード利用可能枠、翌月 1 回払い以外のカードショッピング枠の範囲内でカードショッピングを利用することができますが、カードキャッシングはカードキャッシング利用可能枠を超えて利用することはできません。
- (5)本人会員が当社又は当社の提携会社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合のカード利用可能枠は、本人会員が保有するカード利用可能枠の合計額ではなく、会員ごとに別に定める金額とします。

第 7 条（お支払い）

- (1) カードショッピングの利用代金（包括信用購入あっせんにおける「現金価格」をいいます。以下同じ）及び手数料（包括信用購入あっせんにおける「包括信用購入あっせんの手数料」をいいます。以下同じ。以下これらを総称して「カードショッピングの支払金」といいます。）並びにカードキャッシングの融資金及び利息（以下「カードキャッシングの支払金」といいます。）、その他本規約に基づく本人会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。）は、本人会員が指定する金融機関の預貯金口座（以下「決済口座」という）から口座振替又は自動払込みにより、毎月 27 日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「支払日」といいます。）に支払うものとします。また、これらの方法による支払がない場合、当社は金融機関に再振替の依頼をすることがあります。但し、当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預貯金口座への振込等別途の方法で支払うものとします。
- (2)前項にかかわらず、当社の都合により当社が本人会員宛に振込用紙を送付した場合、本人会員は、送付された振込用紙に従って支払うものとします。この場合の金融機関の振込手数料は、本人会員の都合による決済口座の設定不備等の場合を除き当社負担とし、本人会員は、振込用紙記載の請求額から当該手数料を控除することができるものとします。

第 8 条（日本国外の利用代金の円への換算等）

- (1)会員の日本国外における「Visa カード」「Mastercard」「JCB カード」それぞれのカード利用による代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を Visa International Service Association（以下、「Visa」という）、Mastercard Incorporated（以下、「Mastercard」という）、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という）又は当社との提携金融機関の各々で決済処理を行った時点での上記各社それぞれの所定レートに海外取引に関する事務処理等の費用として所定の料率を加えたレートで円換算した円貨により、本人会員は当社に支払うものとします。

ただし、カードキャッシングについては、海外取引に関する事務処理等の費用を加えないものとします。

- (2)日本国外でカードを利用する場合、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とするときには、当社の要求に応じてこれを提出するものとします。また、日本国外でのカードの利用の制限又は停止に応じるものとします。

第9条（支払金等の充当順序）

本人会員の返済した金額が本規約及び当社と会員とのその他の取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第10条（公租公課・費用等の負担）

- (1)カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、本人会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、本人会員は変更後の公租公課を負担します。
- (2)カード利用による支払金等の支払、カードの返却、当社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、日本国外でのカード利用に係わる費用、郵送料、電話料金等）は、本人会員の負担とします。
- (3)本人会員は、カード利用による支払金等を、当社の都合によるものでなく遅延し、当社が以下の各号の手続きを行った場合は、その手続きに要する費用として210円（税込。以下「回収事務手数料」という。）を支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、利息、遅延損害金及び回収事務手数料が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定金利を超える場合はこの限りではありません。
- ①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合。
 - ②本人会員宛に振込用紙を送付した場合。
 - ③本人会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合。
- (4)会員の要請によりカードを再発行したときは、当社は本人会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。
- (5)会員が金銭の受領のために現金自動預払機（ATM）等を利用したときは、当社は本人会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求することができます。
- ①利用した金額が1万円以下のときは110円（税込）
 - ②利用した金額が1万円を超えるときは220円（税込）

第11条（カードの紛失・盗難等）

- (1)カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報の盗用等（以下「カードの紛失・盗難等」という）によりカード又はカード情報が第三者に利用された場合、本人会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。
- (2)会員は、カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
- (3)当社は、カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、カードの紛失・盗難等が生じたと当社が認識した場合には、当社の任意の判断でカードを無効とすることができるものと

し、会員は予めこれを承諾するものとします。

第 12 条（会員保障制度）

- (1)前条第 1 項の定めにかかわらず、当社は、会員がカードの紛失・盗難等により第三者にカード又はカード情報を不正利用された場合であって、前条第 2 項に従い警察及び当社への届出がなされたときは、これによって本人会員が被るカード又はカード情報の不正利用による損害の全部又は一部を当社の定めるところにより補填するものとします。
- (2)本人会員は、前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、その損害について補填を受けることができません。
 - ①会員の故意又は重大な過失によって生じた損害の場合
 - ②カード利用の際に登録された暗証番号が使用された場合
 - ③会員の家族、同居人、留守人等の、会員の関係者によってカードが利用された場合
 - ④戦争・地震等による著しい秩序の混乱の際にカードの紛失・盗難等が生じた場合
 - ⑤前条第 2 項のカードの紛失・盗難等の届出を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害の場合
 - ⑥会員が、第 3 項の義務を怠り、又は損害防止軽減のための努力をしなかった場合
 - ⑦会員が、当社の不正発生カードの差替え等の指示に従わなかった場合
 - ⑧本規約に違反している状況において、カードの紛失・盗難等が生じた場合
 - ⑨前条第 2 項の届出書の内容及び当社の事情聴取に虚偽の内容が含まれていた場合
 - ⑩カード署名欄に自署されていなかった場合
 - ⑪第 3 条の年会費の支払を怠ったとき以降にカードの紛失・盗難等が生じた場合
- (3)会員は、カードの紛失・盗難等による損害を知ったときは 30 日以内に被害状況等を記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書又は被害届出証明書等の当社が定める書類を当社へ提出するものとします。また、当社が被害状況等の調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。

第 13 条（退会及び会員資格の取消と利用の一時停止）

- (1)会員の都合により退会するときは、当社にその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却するか、カードを切断して破棄するものとします。ただし、本人会員は、退会時に債務がある場合、本規約に基づき当該債務を支払うものとします。また、退会後においても、カード又はカード情報を利用し若しくは利用された場合、当該利用により生じた一切の債務については、すべて本人会員がその責任を負うものとします。
- (2)本人会員が家族会員のカードの利用の中止を申し出た場合、その申出をもって家族会員は退会したものとします。
- (3)会員（本項においては入会申込者を含む）が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は入会を謝絶し、又は会員に通知することなく、カードの利用停止又は会員の資格を取消することができます。これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。この場合、当社は現金自動預払機（ATM）等を通じてカードの回収を行うことができます。
 - ①入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合。
 - ②本規約のいずれかに違反した場合。
 - ③第 14 条に該当する場合。
 - ④信用情報機関の情報等により、本人会員の信用状況が著しく悪化し又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑤カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - ⑥住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が

会員への通知連絡について不能と判断した場合。

⑦会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。

⑧関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、当社がカードの利用を停止する義務を負う場合。

⑨第 20 条（カードショッピングの利用方法等）(7)に違反し、カードの利用状況が不適当又は不審であると当社が判断した場合。

⑩当社が定める相当の期間内に決済口座の設定手続が完了しない場合。

⑪当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）

（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等

（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動

（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

⑫前各号に類する事由が生じた場合その他当社が会員として不適格と判断した場合。

⑬カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとして当社が判断した場合。

(4)本人会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。

(5) (3)(4)に該当し、当社及び加盟店がカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。

第 14 条（期限の利益の喪失）

(1)本人会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

①カードショッピングの支払金の支払を遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。但し、第 7 号及び第 8 号の場合を除く。

②差押、仮差押、保全差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

④債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

⑤債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

⑥自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑦売買契約、役務提供契約が会員にとって営業のために又は営業としてする取引である等、割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引となる場合で、カードショッピングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。

⑧支払期間が 2 ヶ月を超えない支払方法（事務処理上の都合により 2 ヶ月を超えた場合を含む）によるカードショッピングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。

⑨カードキャッシングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。

⑩会員資格を取消されたとき。但し、第 13 条第 3 項第 7 号の場合を除く。

(2)本人会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

- ①当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。
- ②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- ③本規約以外の当社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第 15 条（相殺）

当社から返金すべき金額がある場合で、カード利用による支払金等があるときは、当社は、本人会員が当社から返還を受けるべき金額とカード利用による支払金等を相殺できるものとします。

第 16 条（連絡先に関する承諾及び届出事項の変更）

- (1)当社が会員に連絡する場合、会員が当社に届出た（申込書に記載する方法、口頭による方法、(2)に基づくもの等がありますが、その方法を問いません。）電話番号等に連絡されても異議ないものとします。ただし、連絡をする方法として他に合理的な方法があると当社が判断できた場合はこの限りではありません。
- (2)会員が当社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先（連絡先）、職業、代金決済口座、その他法令に基づく当社への届出事項等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社及び当社の指定する金融機関に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出ることもできます。
- (3) (2)の届出がないために当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、(2)の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第 17 条（規約の変更）

- (1)当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
 - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2)当社は、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第 18 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 19 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第Ⅱ章 カードショッピング条項

第 20 条（カードショッピングの利用方法等）

- (1) 会員は当社と契約している加盟店又は当社が加盟する **Visa** に加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関と契約した加盟店、若しくは当社が加盟する **Mastercard** に加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関と契約した加盟店、若しくは当社と提携している **JCB** 及び **JCB** の提携会社と契約した加盟店（以下、これらを総称して「加盟店」といいます。）でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことによりお買物とサービスの提供を受けることができます。なお、当社が特に定める商品等についてはカードの利用ができない場合があります。また、次の場合等当社が認めた場合には、カードの提示若しくは売上票への署名、又はその両方を省略することができます。なお、これらの場合でも、利用金額や加盟店の都合により原則どおりの手続が必要なときもあります。
- ① 通信販売やインターネットによる販売においてカード情報を告げ又は郵送若しくは伝送する場合。
 - ② 当社が認めた、売上票への署名を省略できると表示された加盟店においてカードを提示する場合。
 - ③ カードが IC チップを搭載したものである場合等で、当社が認める加盟店において、売上票への署名に代えて会員自らが暗証番号（4 桁）を加盟店端末機で打鍵する場合。
 - ④ その他当社が特に認めた場合。
- (2) 本人会員は、当社と契約している加盟店でのカードショッピングの利用代金を当社が本人会員に代わって加盟店に立替払いすることをあらかじめ当社に委託するものとします。
- (3) 本人会員は、当社が加盟する **Visa** に加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関若しくは当社が加盟する **Mastercard** に加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関（以下、「提携カード会社」といいます。）と契約した加盟店においては、提携カード会社がカードショッピングの利用代金を加盟店に立替払い、若しくは加盟店が提携カード会社にカードショッピングの利用代金債権を譲渡し、更に当社が会員に代わって提携カード会社に直接又は **Visa** 又は **Mastercard** を通じて立替払いすることをあらかじめ当社に委託するものとします。
- (4) 本人会員は、当社と提携している **JCB** 及び **JCB** の提携会社と契約した加盟店においては、**JCB** がカードショッピングの利用代金を加盟店に立替払いし、又は加盟店が **JCB** にカードショッピングの利用代金債権を譲渡し、更に当社が会員に代わって **JCB** に立替払いすることをあらかじめ当社に委託するものとします。
- (5) カードの利用に際しては、利用できる取引の種類や購入商品の種類、利用金額等により当社の承認を必要とする場合があります。
- (6) 水道、電気、ガスなどの公共料金、電話料金などの通信サービス料金及びその他継続的に発生する各種の利用代金（以下「継続的利用代金」といいます。）の決済手段としてカードショッピングを利用した場合において、会員は、自らの責任において、事前にカード情報を加盟店に登録するものとし、カード情報の変更（退会又は会員資格の取消等による無効を含む。以下同じ。）が生じたときは、加盟店にその旨を通知の上、決済手段の変更手続を行うものとします。当社は、会員が当該変更手続を行うまでの間、引き続き継続的利用代金の立替払いを行うことができます。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わってカード情報の変更（当社から複数のカードを貸与している場合には別カードへの決済手段の変更を含みます。）を加盟店に通知することを承諾します。
- (7) 会員が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式又はキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

※カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、(社) 日本クレジット協会ホームページ <https://www.j-credit.or.jp/> をご覧ください。

第 21 条 (商品の所有権)

会員は、カードショッピングにより購入した商品の所有権が、当社が当該商品の代金を加盟店に立替払いすることにより、加盟店から当社に移転され、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを認めるものとします。

第 22 条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

- (1)カードショッピングの支払金の支払方法は、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、ボーナス 2 回払い、リボルビング払い、分割払いの 6 通りとし、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。(ただし、一部加盟店については、支払方法によりお取り扱いできない場合があります。) また日本国外 (当社と直接契約する日本国外の加盟店を除く。) でカードを利用した場合は、原則として 1 回払いとします。ただし、当社が定める日までに会員から申し出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、リボルビング払い又は分割払いによる支払いを指定することができるものとします。
- (2)カードショッピングの利用代金は毎月末日を締切日 (継続的利用代金の場合は、加盟店が指定する毎月あるいは毎年一定の日を利用日として取り扱います。) とし、以下次の各号に定める方法により算定したカードショッピングの支払金を翌月から毎月 27 日に支払うものとします。なお、支払方法及び事務上の都合により翌々月以降の 27 日からの支払いとなる場合があります。
- ①会員が 1 回払いを指定した場合は、利用代金を翌月に一括して支払うものとします。なお、この場合手数料はありません。
- ②会員が 2 回払いを指定した場合は、利用代金を翌月と翌々月に 2 分の 1 ずつ支払うものとし、端数が発生する場合には、初回の支払月に算入し支払うものとします。なお、この場合手数料はありません (実質年率 0.0%)。支払期間は 2 ヶ月とします。
- ③利用代金が 1 万円以上の場合は、ボーナス一括払いが利用でき、会員がボーナス一括払いを指定した場合は、利用代金を会員の指定月 (夏期 6 月・7 月・8 月、冬期 12 月・1 月のいずれかの月) に一括して支払うものとします。なお、この場合手数料はありません (実質年率 0.0%)。支払期間は、1 ヶ月から 11 ヶ月とします。(ただし、加盟店により利用できる期間、金額、選択できる支払月については制限があります。)
- ④利用代金が 5 万円以上の場合は、ボーナス 2 回払いが利用でき、会員がボーナス 2 回払いを指定した場合、利用代金と手数料を合算した額の 2 分の 1 ずつを指定月 (夏期 6 月・7 月・8 月、冬期 12 月・1 月のいずれかの月) に支払うものとし、端数が発生する場合には、初回の支払月に算入し支払うものとします。なお、利用代金 100 円当たりの手数料の額は 3.0 円 (実質年率 2.31% ~ 12.08%)、支払期間は、5 ヶ月から 19 ヶ月とします。(ただし、加盟店により手数料が異なる場合があります、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。)

〈具体的算定例〉

利用代金 100,000 円、ボーナス 2 回払いの場合

- 利用代金 (A) 100,000 円
- 手数料 (B) $100,000 \text{ 円} \times (3.0 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}) = 3,000 \text{ 円}$
- 支払総額 (A+B) $100,000 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} = 103,000 \text{ 円}$
- 分割支払額 (初回) 51,500 円 (2 回目) 51,500 円

- ⑤会員がリボルビング払いを指定した場合、定額リボルビング払い (手数料 With-out 方式) に

て、手数料を支払元金に加算して支払うものとします。なお、手数料は、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して下記の手数料率（以下「手数料率」といいます。）を乗じた額とします。また、支払コースは、カード申込み時に当社にて指定した原則、5,000 円コース又は 10,000 円コースとし、希望により他の支払コースに変更できるものとします。

【手数料率 実質年率 15.0% ただし、別途当社が決定し通知する手数料率がこれと異なる場合には当該通知した手数料率とします。】

〈ご利用の際の支払コース〉

月々の支払額 5,000 円コース 15,000 円コース
 10,000 円コース 20,000 円コース

〈弁済金の具体的算定例〉（10,000 円コースの場合）

毎月の支払元金が 10,000 円で、締切日（前月末日）の利用残高が 50,000 円、
 実質年率が 15.0% の場合

- 支払元金（A） 10,000 円
- 手数料（B） $50,000 \text{ 円} \times \text{実質年率 } 15.0\% \div 12 \text{ ヶ月} = 625 \text{ 円}$
- 弁済金（A + B） $10,000 \text{ 円} + 625 \text{ 円} = 10,625 \text{ 円}$

⑥会員が分割払いを指定した場合は、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下記の通りとします。（ただし加盟店により手数料が異なる場合があります、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。）なお、24～36 回払いは利用代金が 20 万円以上の場合とします。

支払回数	3 回	5 回	6 回	10 回	12 回	15 回
支払期間（ヵ月）	3	5	6	10	12	15
実質年率（%）	12.20	13.51	13.86	14.57	14.73	14.87
利用代金 100 円 当たりの						
手数料の額（円）	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20

支払回数	18 回	20 回	24 回	30 回	36 回
支払期間（ヵ月）	18	20	24	30	36
実質年率（%）	14.93	14.95	14.96	14.91	14.82
利用代金 100 円 当たりの					
手数料の額（円）	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

※ボーナス併用払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

⑦分割払いの場合、支払総額は、利用代金に上記手数料を加算した金額となります。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払額の単位は 100 円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

〈具体的算定例〉

利用代金 50,000 円、10 回払いの場合

- 手数料 $50,000 \text{ 円} \times (6.80 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}) = 3,400 \text{ 円}$
- 支払総額 $50,000 \text{ 円} + 3,400 \text{ 円} = 53,400 \text{ 円}$
- 分割支払額 $53,400 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 5,340 \text{ 円}$ （100 円未満は初回に支払い）
- 初回分割支払額 $5,300 \text{ 円} + (40 \text{ 円} \times 10 \text{ 回}) = 5,700 \text{ 円}$
- 2 回目以降分割支払額 5,300 円

なお、会員がボーナス併用分割払いを指定した場合、ボーナス支払月は夏期 6 月・7 月・8 月、冬期 12 月・1 月のいずれかの月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス支払月の加算総額は、1 回当たりのカード利用代金の 50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算金額は 1,000 円単位で均等できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算して支払うものとします。

(3)会員がリボルビング払いを指定した場合、約定金額のほかに追加支払いを希望する場合には、当社が定める日までにその追加払額を指定することができるものとします。

(4)本人会員は、手数料が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。また、第 17 条の規定にかかわらず、当社から手数料の変更の通知をした後は、通知したときにおける分割払いを除くカードショッピングの利用残高の全額に対しても、改定後の手数料が適用されることに異議ないものとします。

第 23 条（遅延損害金）

(1)本人会員が、カードショッピングの期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで分割支払額合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金（1 年を 365 日とする日割計算。ただし、うるう年の場合は 1 年を 366 日として計算。以下同じ）を支払うものとします。ただし、1 回払い及びリボルビング払いの場合は、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年 14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2)本人会員が、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したとき（(1)の場合を除く。）は、支払期日（当社に対する債務を支払うべき期日であって毎月 27 日をいう。以下同じ。）の翌日から支払済みに至るまで当該支払金に対し年 14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、2 回払い、ボーナス一括払い、ボーナス 2 回払い、分割払いの場合は、当該遅延損害金は分割支払額合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第 24 条（早期完済の場合の特約）

本人会員が当初の契約の通りにカードショッピングの支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、本人会員は 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。ただし、リボルビング払いの場合はこの限りではありません。

第 25 条（見本・カタログ等と現物の相違等）

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、提供された役務若しくは権利（割賦販売法に定めるもの）又は引き渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に再提供又は商品の交換を申し出るか若しくは会員、加盟店間の契約の解除ができるものとします。なお、契約を解除した場合、会員は当社に対したちに、その旨を通知するものとします。

第 26 条（支払停止の抗弁）

(1)本人会員は、次の各号の事由が存するときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品又は役務若しくは権利について、支払いを停止することができるものとします。

①商品の引渡し又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含み、以下同様とします。）若しくは権利の移転がなされないとき。

②商品に瑕疵（欠陥）があること。

③その他商品の販売又は役務の提供について、当社店舗又は加盟店に対して生じている事由が

あるとき。

- (2)当社は、本人会員が(1)の支払停止を行う旨を当社に申し出たときはただちに所要の手続きをとるものとします。
- (3)本人会員は、(2)の申し出をするときは、あらかじめ(1)の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4)本人会員は、(2)の申し出をしたときは、すみやかに(1)の事由を記載した書面を当社に提出するよう努めるものとします。また、本人会員は、資料がある場合には資料を添付し、当社が(1)の事由について調査をする必要があるときは、その調査に協力するものとします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはいけないものとします。
 - ①売買等の契約が会員にとって営業のために若しくは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約に係るものを除く）であるとき。
 - ②カードショッピングの支払方法が2ヵ月を超えない1回払いのとき。（事務処理の都合上、2ヵ月を超えた場合は、1回払いと扱います。）
 - ③リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - ④2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、分割払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - ⑤本人会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- (6)本人会員は、当社がカードショッピング代金の残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払いを継続していただきます。

第三章 カードキャッシング条項

第27条（カードキャッシングの利用方法）

- (1)当社より第5条でカードキャッシングの利用を認められた会員は、次の各号のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができますものとします。
 - ①会員が現金自動預払機（ATM）等で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届出た暗証番号（4桁）と希望金額を打鍵した場合。
 - ②会員が当社に電話その他の電磁的方法により連絡し、所定の手続を行った場合。
 - ③その他当社所定の方法による場合。
- (2)カードキャッシングは当社が認めた会員のみがそのサービスを受けることができるものとします。
- (3)会員が、カードキャッシングの利用時に当社に提出する書面はありません。

第28条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

- (1)カードキャッシングによる融資金は1万円単位（ただし、日本国外での場合はVisa、Mastercard、JCB若しくは当社が指定する現地通貨単位）とし、支払方法は1回払い、リボルビング払いのうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。ただし、日本国外でのカードキャッシング利用分については、原則として1回払いとします。ただし、毎月7日までに会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支払いを指定することができますものとします。
- (2)カードキャッシングの融資金は毎月末日を締切日とし、次の各号に定めるいずれかの方法により翌月から毎月27日にカードキャッシングの支払金を当社に支払うものとします。なお、事務処理上の都合により翌々月以降の27日からお支払いいただくことがあります。

- ① 1 回払い及びリボルビング払いの初回お支払いの場合は下記の利率（以下、この条において「所定利率」といいます。）をもって計算された利息を含め、支払うものとします。

【所定利率 年 18.0% ただし、別途当社が決定し通知する利率がこれと異なる場合には当該利率とします。】

利息＝融資金元金×所定利率÷365 日（注）×ご利用日翌日から支払日までの経過日数

（注） 1 年を 365 日として計算。ただし、うるう年の場合は 1 年を 366 日として計算。

- ② 2 回目以降のリボルビング払いの場合、締切日の融資金残高（以下「リボルビング利用残高」といいます。）に応じて、下記に定める短期コース欄に記載の支払額を支払うものとし、当該支払額にはリボルビング利用残高に対する下記の利率をもって計算された利息が含まれるものとします。ただし、リボルビング利用残高に利息を加えた額が支払額未満となる場合は、当該金額を支払います。（残高スライド定額リボルビング方式）

利息＝融資金残高×所定利率÷365 日（注）×期間日数

（注） 1 年を 365 日として計算。ただし、うるう年の場合は 1 年を 366 日として計算。

リボルビング利用残高	支払額（短期コース）	支払額（長期コース）
5 万円以下	5,000 円	3,000 円
5 万円超～10 万円	10,000 円	3,000 円
10 万円超～20 万円	10,000 円	6,000 円
20 万円超～30 万円	15,000 円	9,000 円
30 万円超～40 万円	20,000 円	12,000 円
40 万円超～50 万円	25,000 円	15,000 円
50 万円超～60 万円	30,000 円	18,000 円
60 万円超～70 万円	35,000 円	21,000 円
70 万円超～80 万円	40,000 円	24,000 円
80 万円超～90 万円	45,000 円	27,000 円
90 万円超～290 万円	50,000 円	10 万円を超す毎に 3,000 円ずつ加算します。
290 万円超～	50,000 円	90,000 円

<具体的算定例>

カードキャッシングご利用可能枠 50 万円・実質年率 18.0%・リボルビング払いで 1 月 1 日に 50 万円を利用し、約定通りの返済の場合

●返済期間・回数：4 年 3 ヶ月・51 回 ●返済金合計額：657,720 円

なお、会員が当社に申し出をし、当社が認めた場合は、その支払額を上記に定める長期コース欄の金額とすることができるとします。（コースの変更時期については、当社の指定に従うものとします。）

- (3) 会員がリボルビング払いを指定した場合、約定金額のほかに追加支払いを希望する場合には、お支払月の 5 日までにその追加払額を指定することができるものとします。
- (4) 本人会員は、本人会員の申し出により、当社が認めた場合は、元利定額リボルビング方式（毎月、あらかじめ決定した一定額を支払い、その中から利息を差し引いた金額を元金返済に充てる方式）による支払いができるものとします。なお、当社からの提案に基づき本人会員が承諾した場合も同様とします。また、支払額については、当社が認めた金額とするものとします。

- (5)リボルビング払いの場合、利息が支払額を超過する際には、会員は、利息に元金 5,000 円（長期コースの場合は 3,000 円）を加えた金額を支払うものとします。
- (6)本人会員は、所定利率が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。
- (7)本人会員は、第 17 条の規定にかかわらず、当社から所定利率の変更の通知又は当社から一定期間のご利用分に限定して所定利率に替えて所定利率より優遇した利率（以下「優遇利率」といいます。）を適用する旨の通知をした後は、通知日以降のカードキャッシングの新規ご利用分（ただし、優遇利率は、その対象となる期間のご利用分についてのみ）から、変更後の利率あるいは優遇利率が所定利率として適用され、通知日以前のご利用分の残高に対しては、変更前の利率が継続して適用されることに異議ないものとします。

第 29 条（早期完済の場合の特約）

本人会員が約定支払期間の途中でカードキャッシングの支払金の残金全額を一括して支払うときは、当社所定の方法によりお支払いいただきます。

第 30 条（遅延損害金）

本人会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、カードキャッシングの未払債務（元本分）に対し、年 20.0%を乗じ年 365 日（うるう年は年 366 日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

第 31 条（カードキャッシング利用時及びお支払時の書面の交付）

- (1)本人会員は、当社が貸金業法第 17 条第 1 項及び貸金業法第 18 条第 1 項の書面に代えて、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付けの際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。
- (2)本人会員が希望する場合、前項に定める貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。
- (3)貸金業法第 17 条第 1 項の規定により交付する書面又は同第 6 項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

第 32 条（収入証明書等について）

- (1)当社は、本人会員の支払能力調査のため必要と認めた場合には、直近の源泉徴収票・給与支払明細書・納税通知書・確定申告書・課税証明書・年金通知書等のいずれかの提出及び収入の聞き取り調査等ができ、本人会員はこれに応じるものとします。
- (2)配偶者と併せた年収の 3 分の 1 以下のカードキャッシング利用可能枠の設定を受けた本人会員（配偶者の同意があるときに限ります。）は、当社が必要と認めるときは、配偶者の同意書、源泉徴収票等の書類の提出に協力するものとします。

第 IV 章 その他

第 33 条（反社会的勢力との取引の排除）

- (1)会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団
- ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑥前各号の共生者
- ⑦その他前各号に準ずる者

(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3)当社は、会員が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第 34 条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

(1)会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
- ②その他前号に準ずる者

(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為
- ②その他前号に準ずる行為

(3)当社は、会員の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができます。会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、カードショッピング及びカードキャッシングの全部又はいずれかの利用を制限又は停止することができるものとします。

(4)当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求めることがあります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、カードショッピング及びカードキャッシングの全部又はいずれかの利用を制限又は停止することができるものとします。

(5)第 3 項の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カードショッピング及びカードキャッシングの全部又はいずれかの利用を制限又は停止することができるものとします。

(6)第 3 項から第 5 項までの定めによるカードの利用の制限又は停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は利用の制限又は停止を解除するものとします。

(7)当社は、会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第35条（取引目的の申告）

本人会員は、入会に際してカードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約の取引目的を申告します。なお、一方の契約に係る取引目的のみ申告がなされ、他方の契約に係る取引目的について申告がない場合には、取引目的は同一とします（他方の契約締結の希望がない場合はこの限りではありません。）。また、入会後にカードキャッシングに係る基本契約の締結をする場合には、特段の申告がない限り、入会の際のカードショッピングに係る基本契約の取引目的と同一とします。

第36条（付帯サービス）

- (1)会員は、当社又は当社の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当社から本人会員に対し通知、又は当社ホームページにて公表するものとします。
- (2)会員は、付帯サービスに関する規約等がある場合、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾します。
- (3)会員は、当社が必要と認めた場合には、会員への予告又は通知することなく当社が付帯サービス及びその内容を中止又は変更することを予め承諾します。
- (4)会員は、会員資格を取消された場合、又は、退会した場合、付帯サービス（会員資格取消前又は退会前に取得済みのものを含む）を利用する権利を喪失するものとします。

<学生カード特約>

本特約は、本人会員に貸与したカードが学生カードに該当する場合のみに適用されます。

第1条（学生カード）

学生カードとは、当社が、当社の認めた大学等に在学している18歳以上の生徒に対し、発行するカードをいいます。

第2条（学生カードの会員）

学生カードの会員とは、学生カードの入会を認めた方をいいます。

第3条（カード有効期限とカードの切り替え）

- (1)学生カードの有効期限は、学生カードに表示した有効期限にかかわらず、会員が入会申込書に記載した卒業予定年度の3月末日迄とし、(2)の手續後当社が(2)に定めるカードを会員宛に送付し、会員がそのカードを受領したときまたは当社が指定した時期に終了します。
- (2)当社は、会員が入会申込書に記載した卒業予定年度の任意の時期に当社所定の審査を行い、適当と認めた場合は、学生カードに代えて、当社が指定するカード（以下「カード」といいます。）を発行し、学生カードの会員はこれに異議を述べません。

(3)学生カードの会員は、(1)の規定により学生カードの有効期限が終了し、かつ(2)に定めるカードの送付を受けなかった場合は、その時点での当社に対する債務の全額をただちにお支払いいただきます。

第4条（年会費）

学生カードの年会費は無料とします。ただし、前条(2)によりカードが発行されたときは、会員は、当社所定の時期に当社所定の年会費をお支払いいただきます。

第5条（カード会員規約の適用）

学生カードの会員は、前4条の規定のほかは、カード会員規約が適用されることを承諾します。

<あと決めプラン特約>

第1条（総則）

SMB Cファイナンスサービス株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約および本会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申し込みをし、当社が適当と認めた方はあと決めプラン（以下「本サービス」という）を利用することができます。なお、本特約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り会員規約において定義した内容に従うものとします。

第2条（ショッピング利用代金の支払方法等）

- (1)本サービスの登録をした会員は、会員規約第22条にかかわらず、すべて定額リボルビング払い（手数料 With-out 方式）にて、指定金額（ただし、指定金額以下となる場合は利用残高全額）を毎月の支払元金とし、第3条に定める手数料を加算して、カードショッピングの利用代金を支払うものとします。なお、カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、分割払いを指定した場合は、当該指定の支払方法となります。ただし、一部の加盟店については、支払方法によりお取り扱いできない場合があります。
- (2)前項の指定金額とは、1回払いおよびリボルビング払いを指定したカード利用代金（指定せず
に1回払いとなった場合を含む）の毎月の支払い上限金額を指し、5千円以上1千円単位で指定
できます。
- (3)会員が希望し当社が適当と認めた場合には、会員は当社所定の方法により本サービス利用残高
の全額または一部を繰り上げ返済することができます。

第3条（手数料の計算および支払い）

手数料は、毎月締切日の本サービス利用残高に対して実質年率15.0%を乗じた金額とし、翌月の支払日に指定金額に加算して支払うものとします。ただし、カード利用日から利用日以降最初に到来する支払日までの日割の手数を免除するものとします。

<お支払い例（指定金額 50,000 円の場合）>

9月1日～9月30日までに120,000円ご利用の場合

◆初回（10月27日）お支払い（ご利用残高120,000円）

(1)支払元金…50,000円

(2)手数料…0円

(3)弁済金…50,000円

(4)支払後残高… $120,000 \text{ 円} - 50,000 \text{ 円} = 70,000 \text{ 円}$

◆第2回(11月27日)お支払い

(1)手数料… $70,000 \text{ 円} \times \text{実質年率 } 15.0\% \div 12 \text{ ヶ月} = 875 \text{ 円}$

(2)支払元金…50,000 円

(3)弁済金…50,875 円 ((1) 875 円 + (2) 50,000 円)

(4)支払後残高…20,000 円 (70,000 円 - 50,000 円)

第4条(あと決めプランの解約)

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社所定の方法で手続きを行なうものとします。

この際、本サービス利用残高がある場合は、当社所定のリボルビング払いコースにて支払うものとします。

第5条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

<ETC カード特約>

※本特約は、カード会員規約の特約として、適用されます。

※本特約の用語は、カード会員規約に定める用語と同義とし、本特約に定めのない事項についてはカード会員規約が適用されます。

第1条(ETC 会員)

ETC 会員とは、S M B C ファイナンスサービス株式会社(以下「当社」という)が貸与したクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以下「親カード」という)の会員(家族会員を含む)のうち、本特約およびカード会員規約を承認のうえ、当社に ETC カード(ETC システムを利用し通行料金を決済する機能を有する IC カードをいう。以下同じ)を申込み、当社が認めた方をいいます。

第2条(ETC カードの貸与・有効期限等)

(1)当社は ETC 会員に対して、親カードに追加し、ETC カードを1枚発行し、貸与します。なお、ETC カードの所有権は当社に帰属します。

(2)ETC 会員は、善良なる管理者の注意をもって ETC カードを利用・保管・管理するものとします。

(3)ETC カードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETC カード表面に記載した年月の末日までとします。当社が引き続き ETC 会員として適当と認める場合、ETC 会員毎に定められた時期に更新するものとします。

第3条(紛失・盗難等)

ETC カードが紛失、盗難、詐取、横領等(以下「紛失・盗難等」という)にあった場合は親カードに準じて取り扱われます。ただし、ETC カードを車内に放置して、紛失・盗難等にあった場合、重大な過失があったものとみなします。

第4条(ETC)

(1)ETC とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首

都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路事業者のうち、当社が ETC 決済契約を締結した事業者（以下「道路事業者」といいます。）の料金所に設置した道路側アンテナと車両に取り付けられた車載器（以下「車載器」といいます。）との無線交信を行うことにより、有料道路の通行料金（以下「通行料金」といいます。）を料金所においては支払うことなく、通行することのできる仕組みをいい、ETC が利用できる料金所を ETC 料金所と いいます。

(2)ETC 会員は、ETC の利用に関する本特約に定める以外の事項については、別途定める ETC システム利用規程の内容に従います。

(3)当社は、当社の責めによらない車載器などに起因して発生した事項および有料道路通行時に発生した事項については、責任を負いません。

第 5 条（カードの利用方法）

(1)ETC 会員は、ETC カードを、「ETC 利用規程に従って、正常に取り付けられた車載器に挿入することにより、ETC を利用することができます。また、道路事業者所定の料金所においては、無線交信によらず、ETC カードの提示により ETC を利用することができます。

(2)ETC 会員は、道路事業者が記録した通行記録をもって正規の通行料金とみなして当社が立替払いすることに承諾します。

第 6 条（お支払い）

ETC カードの利用により当社が立て替えた通行料金は、支払方式、支払方法、遅延損害金、利用可能枠、期限の利益喪失等についてカード会員規約を準用し、親カードによるカードショッピングの支払金と合算して支払うものとします。

第 7 条（退会および会員資格の取消と利用の一時停止）

(1)ETC 会員の都合により退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとし、同時に ETC カードを返却するものとします。

(2)ETC 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は ETC 会員に通知することなく、ETC カードの利用停止または ETC 会員の資格および親カードの会員資格を取消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該カードの無効を通知することがあります。当社は、これらの措置による道路上での事故に関し、これを解決又は損害賠償する責任を負わないものとします。

1. 入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合。
2. 本特約のいずれかに違反した場合。
3. ETC カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
4. その他当社が ETC 会員として不適格と判断した場合。

(3)(2)に該当し、当社および有料道路事業者が ETC カードの返却を求めたときは、ETC 会員はすみやかにカードを返却するものとします。

(4)ETC 会員が親カードの会員資格を取消された場合または会員を退会した場合、当然に ETC 会員の資格も取消されるものとします。

第 8 条（カード会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、カード会員規約を適用するものとします。

【お問い合わせ・相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. カード会員規約についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、SMB Cファイナンスサービス株式会社へおたずねください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社 アンサーセンター

〒130-0022 東京都墨田区江東橋四丁目 19 番 4 号 電話番号： 03-5638-3211 06-6339-4074

(承り時間 9:30～17:00 1 月 1 日休) 電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。

【貸金・キャッシングに関する苦情・相談受付窓口】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号 電話 0570-051-051

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号

登録番号 東海財務局長 (13) 第 00166 号

A01125 F101-465 OM1

Audi Ambassador Card 会員特約

※ 本特約がカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。

Audi ポイントプログラム規定

第 1 条 (規定の目的)

本規定は、フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社 (以下「VFJ」という。) と SMB Cファイナンスサービス株式会社 (以下「SMB Cファイナンスサービス」という。) との提携により発行する「Audi Ambassador Card」(以下「本カード」という。) の利用等に応じ、VFJ が本カードの会員 (以下「会員」という。) に対し提供する特典 (以下「Audi ポイントプログラム」という。) の内容特典を受けるための条件を定めたものです。

第 2 条 (Audi ポイントプログラムの内容)

- 1.Audi ポイントプログラムとは、会員が Audi 正規ディーラーにおける車輛の購入の際、自動車の継続検査 (車検)・整備を受けた際、および Audi オリジナルグッズ等を購入した際に、Audi ポイントプログラムにて蓄積されたポイント (以下「Audi ポイント」という。) の残高に応じて値引きを受けることができる制度です。
- 2.Audi ポイントの残高は、SMB Cファイナンスサービスが運営するポイントプログラム (以下、「わくわくポイント」という。) のポイント残高から Audi ポイントへポイント交換を行うことにより加算されます。なお、一部わくわくポイントからの交換に関わらず、Audi ポイントが加算される場合があります。(特別加算)
- 3.わくわくポイントは、本カードにより信用販売を受けられる商品、役務等の購入金額 (以下「カード利用代金」という。) に応じて SMB Cファイナンスサービスから加算されます。
- 4.本カードの会員資格を喪失した場合は、わくわくポイント、および Audi ポイントプログラムを利用することはできません。

第 3 条 (わくわくポイントの計算、および計算の特例)

わくわくポイントは、カード利用代金に応じて別途SMB Cファイナンスサービスが定める所定の方法により計算され、加算されます。但し、Audi 正規ディーラーにおけるカード利用については、以下に定める方法により計算され、加算されます。

- 1.Audi 正規ディーラーにおける本カードの利用代金の合計金額 [200 円（税込）未満は切り捨て] に対して、200 円（税込）につき 3 ポイントを加算

第 4 条（Audi ポイントへの交換）

- 1.会員は、蓄積された有効なわくわくポイントが VFJ の定める Audi ポイントプログラムの登録に必要なポイント数に達した場合、所定の方法により SMB Cファイナンスサービスに対して Audi ポイントへのポイント交換を申請することができます。申請が受理された場合には、受理月の翌月末日までに Audi ポイントへの加算登録が実施されます。なお、Audi ポイントプログラムへの登録申請は取り消すことができません。
- 2.ポイント交換対象となるわくわくポイントは、Audi ポイントへの交換決定後の所定日時点での有効なわくわくポイント残高の範囲内とします。
- 3.VFJ は、1 回の申請でポイント交換可能な Audi ポイント上下限数を定めることができますものとします。
- 4.ポイント交換にあたっては、加算された時期の古いわくわくポイントから順に充てるものとします。
- 5.VFJ および SMB Cファイナンスサービスは、会員がポイント交換申請に関し不正・虚偽の行為をしたと認められる場合、または本規定・本カードの会員規約もしくは会員特約を遵守していないと認めた場合には、当該会員のポイント交換申請を拒否または留保することができます。

第 5 条（Audi ポイントの蓄積と有効期限）

会員は Audi ポイントへの交換日から 24 か月間、そのポイントを蓄積できますが、それ以降は 1 ヶ月単位で自動的に失効することになります。

第 6 条（ポイント残高の確認）

会員は、第 3 条、および第 4 条に規定されたポイントの残高を、以下の方法で確認することができます。

1.わくわくポイント

- ・わくわくポイントの残高は、会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。また、SMB Cファイナンスサービスが提供する会員専用 Web サービス（セディナビ）への登録を行い、利用することにより確認することができます。
- ・会員は、SMB Cファイナンスサービスに問い合わせることにより、その所定の営業時間中ならいつでも、わくわくポイントの残高を確認することができます。

2.Audi ポイント

- ・Audi ポイントの残高は、会員が任意で登録を行う携帯メールアドレスへのメール配信により通知されます。なお、Audi ポイントおよびわくわくポイントのポイント残高がいずれも“0”の場合にはポイント残高通知メールは配信されません。
- ・会員は、VFJ、または SMB Cファイナンスサービスに問い合わせることにより、その所定の営業時間中ならいつでも、Audi ポイントの残高を確認することができます。

第 7 条（Audi ポイントの利用）

- 1.会員は、第 4 条に定める方法により、Audi ポイントへのポイント交換を行い登録された Audi ポイントの残高の範囲において、Audi 正規ディーラー店頭にて本カードを提示の上、ポイント利用の申し出を行い、本カードのお客様番号を伝えることにより、以下に定める商品購入等の際に値引きを受けられるものとします。但し、商品の購入または自動車の継続検査（車検）がキャンセルされた場合は除きます。

- ①Audi 正規ディーラーにて Audi 新車を購入した場合
- ②Audi 正規ディーラーにて Audi 中古車を購入した場合
- ③Audi 正規ディーラーにて自動車の継続検査（車検）、整備、修理等を受けた場合
- ④Audi 正規ディーラーにてオリジナルグッズ等の商品を購入した場合

なお、利用する Audi ポイントのポイント数により値引きを受けられる金額は、原則 1 ポイント、1 円換算としますが、それ以上の換算率にて値引きを行う場合には、別途 VFJ より会員に対し通知するものとします。また、VFJ は、1 度の商品購入等の際に値引きに利用できるポイント上限数を設定できるものとし、利用ポイント上限数の設定を行う場合には、別途 VFJ より会員に対し通知するものとします。

2.Audi ポイントは本カードご本人会員様以外にはご利用いただけません。

第 8 条（Audi ポイントの消滅）

会員が、理由の如何を問わず、本カードの会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規定もしくは Audi ポイントプログラムにおける権利・義務のすべても自動的に消滅するものとします。

第 9 条（Audi ポイントの引継ぎ）

会員が、本カードを他の種類の本カードに切り替えた場合、切替時に有効であった Audi ポイントは、所定の手続きにより、切り替えられた本カードのポイントとして、引き続き有効とします。

第 10 条（VFJ からの委託）

会員は、VFJ が Audi ポイントのシステム運営にかかるシステム管理を、S M B Cファイナンスサービスに委託することをあらかじめ承認するものとします。

第 11 条（Audi ポイントプログラムに関する疑義等）

- 1.会員は理由の如何を問わず、Audi ポイントプログラムにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることができません。
- 2.ポイントの有効性、ポイント数、還元申請資格に関する疑義、その他 Audi ポイントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、VFJ の決するところによるものとします。

第 12 条（終了・中止・変更等）

- 1.VFJ は、予告なしに、いつでも Audi ポイントプログラムを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、会員はあらかじめその旨承諾するものとします。
- 2.VFJ は第 7 条にいう VFJ 所定の換算率、もしくは利用ポイント上限数を、予告なしにいつでも変更できるものとします。
- 3.Audi ポイントプログラムの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

第 13 条（公租公課）

Audi ポイントプログラムによる還元について公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。